

議第三十一号

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 推進計画等（第四条・第五条）

第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条―第十条）

第三節 添付書面等の省略（第十一条）

第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）

第三章 雑則（第十四条―第十六条）

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十三条第一項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進につ

いて、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条第一号中「規則」を「及び規則」に改め、「を含む。」を削り、「企業管理規程」の下に「を含む。以下同じ。」を加え、同条第二号中「又は議会」を「若しくは議会又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 県の機関等 次に掲げるものをいう。

イ 県の機関

ロ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ハ 県の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）

第二条第四号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第七号中「条例等」を「法令又は条例等」に、「県の機関及び指定管理者（以下「県の機関等」という。）」を「県の機関等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第八号中「条例等」を「法令又は条例等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第九号中「条例等」を「法令又は条例等」に改め、同条第十号中「条例等」を「法令又は条例等」に、「作成し」を「作成し、」に改める。

第七条を削る。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として

いる」を「が規定されている」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条を第八条とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け取る。旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項

の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。」とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第三条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の」を加え、「県の機関の」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第三条を第六条とし、同条の前に次の一条、章名、一節及び節名を加える。

（基本原則）

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験

が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 県の機関等に提供された情報については、県の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、県の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことが出来るようにすること。

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 推進計画等

(推進計画)

第四条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針

三 対象となる手続等の範囲

四 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(県の機関等による情報システムの整備等)

第五条 県の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第三項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。

2 県の機関は、前項に規定する情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 県の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の

見直しを行うよう努めなければならない。

4 第二条第三号ロ及びハに掲げる者は、県の機関が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 県は、第二条第三号ロ及びハに掲げる者が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用

本則に次の一条、二節及び一章を加える。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- 二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるように、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市町村との連携等)

第十三条 県は、この条例の施行に当たって、市町村との連携及び協力を図るとともに、市町村が行う情報通信技術を活用した行政の推進を図るための施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

第三章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十四条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第十五条 第二条第三号ロ及びハに掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該者に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(以下「新条例」という。)第六条及び第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等(新条例第二条第七号に規定する申請等をいう。)又は処分通知等(新条例第二条第八号に規定する処分通知等をいう。)について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等(この条例による改正前の岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条第七号に規定する申請等をいう。)又は処分通知等(旧条例第二条第八号に規定する処分通知等をいう。)については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

(岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

4 岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第二号ロ及びハに掲げる者

第二条第九号ただし書中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

5 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項ただし書中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第四項中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四号第一項」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第七号第一項」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

提 案 説 明

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に鑑み、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与するため、この条例を定めようとする。